

市第74号議案 公園の指定管理者の指定

横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会を開催し、公園及び公園施設の指定管理者の候補者について、次のとおり選定しましたので、地方自治法第244条の2第6項の規定により、当該指定管理者の指定を行います。

1 対象施設（指定期間：令和7年4月1日から令和12年3月31日まで（5年間））

No.	名称	区	指定管理者	主な施設
1	<u>平安公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）及び <u>岸谷公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）	鶴見	協栄グループ	プール、子供用プール
2	<u>白幡仲町公園</u> （子供用プールに限る。）及び <u>六角橋公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）	神奈川	オーエンスグループ	プール、子供用プール
3	<u>横浜市こども植物園</u> 及び <u>横浜市児童遊園地</u> （教養施設を除く。）	南、 保土ヶ谷	公益財団法人横浜市 緑の協会	展示研修館、標本館、温室、樹林地、自由広場など
4	<u>川辺公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）、 <u>大貫谷公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）及び <u>鶴ヶ峰本町公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）	保土ヶ谷、 旭	オーエンスグループ	プール、子供用プール
5	<u>洋光台南公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）、 <u>芦名橋公園</u> （子供用プールに限る。）、 <u>磯子腰越公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）及び <u>森町公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）	磯子	協栄グループ	プール、子供用プール
6	<u>海の公園</u>	金沢	横浜市緑の協会・金 沢臨海サービスグル ープ	人工砂浜、なぎさ広場、バーベキュー場、休憩所など
7	<u>菊名池公園</u> （プールに限る。）及び <u>綱島公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）	港北	オーエンスグループ	プール、子供用プール
8	<u>千草台公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）、 <u>茅ヶ崎公園</u> （プールに限る。）及び <u>山崎公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）	青葉、都筑	オーエンスグループ	プール、子供用プール
9	<u>しらゆり公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）及び <u>宮沢町第二公園</u> （プール及び子供用プールに限る。）	泉、瀬谷	株式会社フクシ・エン タープライズ	プール、子供用プール

2 参考

(1) 横浜市公園及び公園施設指定管理者選定評価委員会の構成
学識経験者、専門分野の有識者、利用者代表等により構成

(2) 選定経過

ア 公募のお知らせ	令和6年3月12日(火)
イ 公募要項等の配布	3月19日(火)から5月17日(金)まで
ウ 応募説明会	4月3日(水)
エ 現地見学会	4月5日(金)及び8日(月)
オ 応募書類の受付	5月17日(金)
カ 書類審査(一次審査)	6月25日(火)
キ 面接審査(二次審査)	7月9日(火)及び7月12日(金)

(3) 審査について

指定管理者の候補者の選定にあたっては、応募団体の提出書類に対する書類審査(一次審査)及び面接審査(二次審査)を実施しました。面接審査(二次審査)では応募団体によるプレゼンテーション及び選定評価委員会による質疑を実施のうえ、応募団体の中から対象公園及び公園施設の設置目的を最も効果的に達成できると認められる団体を、指定管理者の候補者として選定しました。

(4) 再公募について

下記の公園については、当初応募がなかったため、7月9日(火)から再公募を実施し、別途、指定管理者の指定に向けた手続きを進めています。

No.	名称	区	主な施設
1	<u>元町公園</u> (プールに限る。)、 <u>弘明寺公園</u> (プール及び子供用プールに限る。)及び <u>中村公園</u> (プール及び子供用プールに限る。)	中、南	プール、子供用プール
2	<u>野庭中央公園</u> (プール及び子供用プールに限る。)及び <u>太坂下公園</u> (プール及び子供用プールに限る。)	港南、戸塚	プール、子供用プール